

協定項目	8	協議項目	地方税の取扱い	関係項目	個人町民税、法人町民税、固定資産税、 軽自動車税、町たばこ税、鉱産税、特別 土地保有税、入湯税	檜山北部3町合併協議会資料
------	---	------	---------	------	---	---------------

1. 個人町民税	<p>1. 税率</p> <p>均等割 標準税率 2,000円(瀬棚町・北檜山町) 超過税率 2,600円(大成町)</p> <p>所得割 標準税率 (3町同一税率)</p> <table border="1" style="margin-left: 40px;"> <thead> <tr> <th>所得金額</th> <th>税率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>200万円以下</td> <td>3%</td> </tr> <tr> <td>200万円～700万円以下</td> <td>8%</td> </tr> <tr> <td>700万円超</td> <td>10%</td> </tr> </tbody> </table> <p>2. 納期限</p> <p>普通徴収</p> <table border="1" style="margin-left: 40px;"> <thead> <tr> <th>町名</th> <th>第1期</th> <th>第2期</th> <th>第3期</th> <th>第4期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大成町</td> <td>6月30日</td> <td>8月31日</td> <td>10月31日</td> <td>1月31日</td> </tr> <tr> <td>瀬棚町</td> <td>6月30日</td> <td>8月31日</td> <td>10月31日</td> <td>12月28日</td> </tr> <tr> <td>北檜山町</td> <td>6月30日</td> <td>9月30日</td> <td>12月28日</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>特別徴収 月割額を徴収した月の翌月10日まで(3町同一)</p> <p>地方税法 (個人の均等割の税率)</p> <p>第310条 第294条第1項第1号又は第2号の者に対して課する均等割の標準税率は、次の表の上欄に掲げる市町村においてそれぞれ当該下欄に掲げる額とする。</p> <table style="margin-left: 40px;"> <tr> <td>(1) 人口50万以上の市</td> <td>年額 3,000円</td> </tr> <tr> <td>(2) 人口5万以上50万未満の市</td> <td>年額 2,500円</td> </tr> <tr> <td>(3) (1)及び(2)の市以外の市及び町村</td> <td>年額 2,000円</td> </tr> </table>	所得金額	税率	200万円以下	3%	200万円～700万円以下	8%	700万円超	10%	町名	第1期	第2期	第3期	第4期	大成町	6月30日	8月31日	10月31日	1月31日	瀬棚町	6月30日	8月31日	10月31日	12月28日	北檜山町	6月30日	9月30日	12月28日		(1) 人口50万以上の市	年額 3,000円	(2) 人口5万以上50万未満の市	年額 2,500円	(3) (1)及び(2)の市以外の市及び町村	年額 2,000円
所得金額	税率																																		
200万円以下	3%																																		
200万円～700万円以下	8%																																		
700万円超	10%																																		
町名	第1期	第2期	第3期	第4期																															
大成町	6月30日	8月31日	10月31日	1月31日																															
瀬棚町	6月30日	8月31日	10月31日	12月28日																															
北檜山町	6月30日	9月30日	12月28日																																
(1) 人口50万以上の市	年額 3,000円																																		
(2) 人口5万以上50万未満の市	年額 2,500円																																		
(3) (1)及び(2)の市以外の市及び町村	年額 2,000円																																		

2 前項の表を適用する場合における市町村の人口は、官報に公示された最近の人口によるものとする。ただし、市町村の廃置分合又は境界変更があった場合における関係市町村の人口は、政令で定めるところによって計算したものによる。

【個人均等割の税率採用状況】

税率区分 団体区分	2,000 円	2,500 円	2,600 円	3,000 円	3,200 円	3,800 円	合併による不均 一課税団体等	合計
人口 50 万以上の市				23			2	25
人口 5 万以上 50 万 未満の市		418					6	424
人口 5 万未満の市	228	1						229
町 村	2,496		17					2,513
合 計	2,724	419	17	23			8	3,191

(資料：地方税法 2003 年 9 月号抜粋)

2 . 法人町民税

1 . 税率

均等割 資本金の金額と従業員数に応じて 9 段階 ( 3 町同一税率 )

階層	税 率	段階	税 率
1 号	3,600,000 円	6 号	180,000 円
2 号	2,100,000 円	7 号	156,000 円
3 号	492,000 円	8 号	144,000 円
4 号	480,000 円	9 号	60,000 円
5 号	192,000 円		

法人税額 制限税率 14 . 7 % ( 3 町同一税率 )

3. 固定資産税

1. 税率

標準税率 1.4% (3町同一税率)

2. 納期

町名	第1期	第2期	第3期	第4期
大成町	5月31日	7月31日	9月30日	11月30日
瀬棚町	4月30日	7月31日	9月30日	11月30日
北檜山町	5月31日	8月31日	11月30日	

地方税法

(固定資産税の納期)

第362条 固定資産税の納期は、4月、7月、12月及び2月中において、当該市町村の条例で定める。ただし、特別の事情がある場合においては、これと異なる納期を定めることができる。

4. 軽自動車税

1. 税率

標準税率 種別、総排気量等に応じて1台あたり1,000円~7,200円 (3町同一税率)

2. 納期

町名	大成町	瀬棚町	北檜山町
納期	4月30日	4月30日	4月30日

地方税法

(軽自動車税の賦課期日及び納期)

第445条 軽自動車税の賦課期日は、4月1日とする。

2 軽自動車税の納期は、4月中において、当該市町村の条例で定める。ただし、特別の事情がある場合においては、これと異なる納期を定めることができる。

5 . 町たばこ税	<p>1 . 税率 製造たばこ 1,000 本につき 2,743 円 ( 3 町同一税率 ) ( ただし、旧 3 級品の紙巻たばこ、1,000 本につき 1,301 円 )</p> <hr/> <p>市町村たばこ税は、たばこの消費に対してかかる税金で、たばこの定価の中に国税、道府県税、市町村税が含まれている。納税義務者は、市町村内の小売販売業者へ製造たばこを売り渡す製造者、特定販売業者及び卸売販売業者に対して課税する。</p>
6 . 鉱産税	<p>1 . 税率 標準税率 1 . 0 % ( 3 町同一税率 ) 鉱物の採掘の事業場において、前年 1 日から同月末日の期間内に採掘された鉱物の価格の合計額が 2 0 0 万円以下である場合においては、当該期間に係る税率は 100 分の 0.7 とする。</p>
7 . 特別土地保有税	<p>1 . 税率 標準税率 土地の保有 1.4% ( 3 町同一税率 ) 土地の取得 3.0% ( 3 町同一税率 )</p> <p>2 . 免税点 5,000 m<sup>2</sup> ( 北檜山町 ) 10,000 m<sup>2</sup> ( 大成町、瀬棚町 )</p> <hr/> <p>地方税法 ( 特別土地保有税の税率 ) 第 594 条 特別土地保有税の税率は、土地に対して課する特別土地保有税にあっては、100 分の 1.4、土地の取得に対して課税する特別土地保有税にあっては 100 分の 3 とする。 ( 特別土地保有税の免税点 ) 第 595 条 市町村は、同一の者について、当該市町村の区域 ( 第 1 号の市にあっては、当該市の区域 ) 内において、第 599 条第 1 項第 1 号の特別土地保有税にあってはその者が 1 月 1 日に所有する土地 ( 第 586 条第 1 項若しくは第 2 項、第 587 条第 1 項又は第 587 条の 2 第 1 項本文の規定の適用がある土地を除く。 ) の合計面積が、第 599 条第 1 項第 2 号の特別土地保有税にあってはその者が 1 月 1 日前 1 年以内に取得した土地 ( 当該土地の取得について第 586 条第 1 項若しくは第 2 項又は第 587 条第 2 項の規定の適用がある土地を除く。以下本条において同じ。 ) の合計面積が、第 599 条第 1 項第 3 号の特別土地保有税にあってはその者が 7 月 1 日前 1 年以内に取得した土地の合計面積が、それぞれ次の各号に掲げる区域の区分に応じ、当該各号に定める面積 ( 以下本節において「基準面積」という。 ) に満たない場合には、特別土地保有税を課することができない。</p>

7. 特別土地保有税	<p>1 地方自治法第 252 条の 19 第 1 項の市の区の区域 2,000 m<sup>2</sup></p> <p>2 都市計画法第 5 条に規定する都市計画区域を有する市町村の区域（前号の区域を除く。） 5,000 m<sup>2</sup></p> <p>3 その他の市町村の区域 10,000 m<sup>2</sup></p> <p>特別土地保有税については、税制改正により平成 15 年 4 月 1 日より、当分の間課税停止となった。ただし、平成 14 年度分までの分について納税猶予の適用を受けている場合の取扱いは、従来どおりとなっている。</p>																																				
8. 入湯税	<p>1. 税率 標準税率 1 人 1 日 150 円（ただし、1 泊 2 日の入湯客については、これを 1 日として取扱います。）</p> <table border="1" data-bbox="600 526 1467 715"> <tr> <th>町名 項目</th> <th>大成町</th> <th>瀬棚町</th> <th>北檜山町</th> </tr> <tr> <td>宿泊客</td> <td>150 円</td> <td>-</td> <td>100 円</td> </tr> <tr> <td>入浴客</td> <td>60 円</td> <td>40 円</td> <td>100 円</td> </tr> </table> <p>2. 課税免除</p> <table border="1" data-bbox="600 762 1568 1093"> <tr> <th>町名 項目</th> <th>大成町</th> <th>瀬棚町</th> <th>北檜山町</th> </tr> <tr> <td>12 歳未満の者</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>15 歳未満の者</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>65 歳以上の者</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>共同浴場又は一般公衆浴場に入浴する者</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>障害者手帳交付者・生活保護受給者</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	町名 項目	大成町	瀬棚町	北檜山町	宿泊客	150 円	-	100 円	入浴客	60 円	40 円	100 円	町名 項目	大成町	瀬棚町	北檜山町	12 歳未満の者				15 歳未満の者				65 歳以上の者				共同浴場又は一般公衆浴場に入浴する者				障害者手帳交付者・生活保護受給者			
町名 項目	大成町	瀬棚町	北檜山町																																		
宿泊客	150 円	-	100 円																																		
入浴客	60 円	40 円	100 円																																		
町名 項目	大成町	瀬棚町	北檜山町																																		
12 歳未満の者																																					
15 歳未満の者																																					
65 歳以上の者																																					
共同浴場又は一般公衆浴場に入浴する者																																					
障害者手帳交付者・生活保護受給者																																					
	<p>地方税法 （入湯税）</p> <p>第 701 条 鉱泉浴場所在の市町村は、環境衛生施設、鉱泉源の保護管理施設及び消防施設その他消防活動に必要な施設の整備並びに観光の振興（観光施設の整備を含む、）に要する費用に充てるため、鉱泉浴場における入湯に対し、入湯客に入湯税を課するものとする。</p> <p>第 701 条の 2 入湯税の税率は、入湯客 1 人 1 日について、150 円を標準とするものとする。</p>																																				

9 . その他の制度

1 . 納税奨励金及び前納報奨金

項目		町名		
		大成町	瀬棚町	北檜山町
納税奨励金	納入割	納税額の 1.5% ~ 2.5%		1 税目 50 万円を限度とする納税額の 0.5% 又は 2.0%
	団体・人数割			
	設 立			1 組合 3,000 円 + ( 組合員数 × 50 円 )
前納報奨金			-	-

# 地 方 税 の 概 要

## 1 市町村民税

市町村民税は、道民税と合わせて住民税と呼ばれ、その概要は、次のとおりとなっている。

### (1)個人市町村民税

個人市町村民税は、1月1日において市町村内に住所を有する個人に対して課税し、均等割と所得割に区分される。

なお、個人市町村民税と個人道民税は、納税義務者、税額計算の基礎となる所得金額等が同じであるため、納税義務者の便宜を図る観点から、市町村がこれらを合わせて課税している。

#### 均等割

均等割は、所得金額の多少に係わらず一定の税額を課税する。

標準税率は、50万人以上の市が年額3,000円、5万人以上50万人未満の市が2,500円、その他の市町村が2,000円となっている。(個人道民税の標準税率は1,000円。)

#### 所得割

所得割は、所得金額を基礎として算定する。

標準税率は、200万円までの部分が3%、200万円超から700万円までの部分が8%、700万円超の部分が10%となっている。(個人道民税は、700万円までの部分が2%、700万円超の部分が3%。)

標準税率：地方団体が課税する場合に、通常よるべき税率。

## 2 法人市町村民税

法人市町村民税は、市町村内に事務所・事業所を有する法人に対して課税し、均等割と法人税割に区分される。

#### 均等割

均等割は、所得の有無に係わらず一定の税額を課税する。

標準税率は、資本等の金額と従業員数に応じて9段階に分かれており、制限税率は、標準税率の1.2倍までとなっている。

#### 法人税割

法人税割は、法人税額を基礎として算定する。

標準税率は12.3%、制限税率は14.7%までとなってる。

制限税率：地方団体が課税する場合にこれを超えてはならないものとして定められている税率。

### 3 固定資産税

固定資産税は、1月1日において市町村内に所在する土地、家屋及び償却資産の所有者に対して課税する。

税額は、固定資産評価基準に基づき評定した土地、家屋及び償却資産の評価額を基礎として算定し、標準税率は、1.4%、制限税率は、2.1%となっている。

償却資産： 工場で使われる機械や事務所の備品などの事業用資産をいう。ただし、営業権や特許権などの無形減価償却資産、自動車税や軽自動車税がかかる自動車や軽自動車などは償却資産から除く。

### 4 軽自動車税

軽自動車税は、4月1日においてその市町村を主たる定置場としている原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び二輪の小型自動車の所有者に対して課税する。

標準税率は、種別、総排気量等に応じ、1台あたり1,000円から7,200円までの年額で定められており、制限税率は、標準課税の1.2倍までとなっている。

### 5 市町村たばこ税

市町村たばこ税は、たばこの消費に対してかかる税金で、たばこの定価の中に国税、道府県税、市町村税が含まれている。納税義務者は、市町村内の小売販売業者へ製造たばこを売り渡す製造者、特定販売業者及び卸売販売業者に対して課税する。

税率は、一定税率となっており、1,000本につき、2,743円、(旧3級品の紙巻たばこ(わかば、しんせいなど6品目)は1,000本につき1,301円)となっている。

### 6 鉱産税

鉱産税は、鉱物の採掘の事業に対し、その鉱物の価格を課税標準として、当該事業の作業場所在地の市町村において、業者に課税する。

標準税率は、1%となっている。

鉱物： 金鉱、銀鉱、すず鉱、鉄鉱、マンガン鉱、ウラン鉱、黒鉛、石炭、石油、アスファルト、可燃性天然ガス、耐火粘土及び砂鉱など

## 7 特別土地保有税

特別土地保有税は、未利用地の有効活用を促進することを目的とする税金であり、1月1日において市町村内に一定規模以上の土地を保有する者及び1月1日又は7月1日前1年以内に市町村内の土地を一定規模以上取得した者に対して課税する。

税額は、保有分にあつては、保有する土地の取得価格に一定税率である1.4%を乗じたものから固定資産税相当額を控除することにより、取得分にあつては、取得した土地の取得価格に一定税率である3%を乗じたものから不動産取得税相当額を控除することにより、算定する。

一定税率：地方団体が課税する場合にこれ以外の税率によることを許さないものとして定められている税率。

## 8 入湯税

入湯税は、環境衛生施設、鉱泉源の保護管理施設及び消防施設その他消防活動に必要な施設の整備並びに観光の振興に要する費用に充てるため、入湯客に対して課税する。

標準税率は、1人1日150円となっている。

## 地方税の取扱いに関する法令

### 市町村の合併に関する法律（昭和 40 年法律第 6 号）

（地方税の不均一課税）

第 10 条 合併市町村は、合併関係市町村の相互の間に地方税の賦課に関し著しい不均衡があるため、又は市町村の合併により承継した財産の価格若しくは負債の額について合併関係市町村相互の間において著しい差異があるため、その全区域にわたって均一の課税をすることが著しく衡平を欠くと認められる場合においては、市町村の合併が行われた日の属する年度及びこれに続く 5 年度に限り、その衡平を欠く程度を限度として不均一の課税をすることができる。

### 地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）

（地方団体の課税権）

第 2 条 地方団体は、この法律の定めるところによって、地方税を賦課徴収することができる。

（地方税の賦課徴収に関する規定の形式）

第 3 条 地方公共団体は、その地方税の税目、課税客体、課税標準、税率その他賦課徴収について定をするには、当該地方団体の条例によらなければならない。

2 地方団体の長は、前項の条例の実施のための手続きその他その施行について必要な事項を規則で定めることができる。

（市町村が課することができる税目）

第 5 条 市町村税は普通税及び目的税とする。

2 市町村税は、普通税として、次に掲げるものを課するものとする。ただし、徴収に要すべき経費が徴収すべき税額に比して多額であると認められるものその他特別の事情があるものについては、この限りでない。

- (1) 市町村民税
- (2) 固定資産税
- (3) 軽自動車税
- (4) 市町村たばこ税
- (5) 鉱産税
- (6) 特別土地保有税

3～5 （略）

6 市町村は、前2項に規定するものを除くほか、目的税として、次に掲げるものを課することができる。

- (1) 都市計画税
- (2) 水利地益税
- (3) 共同施設税
- (4) 宅地開発税
- (5) 国民健康保険税

## 先進事例（調整の内容）

### ひたちなか市（茨城県／平成6年11月1日 新設合併）

2市で差異のある税制については、勝田市の制度に統一する。ただし、個人住民税の均等割については、市町村の合併の特例に関する法律第7条の規定により、合併する年度及びこれにつづく2年度は、不均一課税とする。

### あきる野市（東京都／平成7年9月1日 新設合併）

2市町で差異のある税制については、次のとおり取り扱うものとする。

- (1) 個人市民税は、標準税率を採用する。ただし、個人均等割は、合併特例法第10条の規定を適用し、合併する年度及びこれに続く2年度は現行の税率を適用する。
- (2) 法人市民税の法人税割は、制限税率と一部標準税率を採用する。ただし、合併特例法第10条の規定を適用し、合併する年度は現行の税率を採用する。
- (3) 軽自動車税は、標準税率を採用する。身体障害者等に対する減免規定は秋川市の例による。
- (4) 都市計画税は、税率0.27%を採用する。ただし、合併特例法第10条の規定を適用し、合併する年度は現行の税率を採用する。
- (5) 個人市民税・固定資産税・都市計画税の納期は、秋川市の例による。ただし、合併する年度については、それぞれの旧市町の例による。
- (6) 特別土地保有税は、秋川市の例による。

### 篠山市（兵庫県／平成11年4月1日 新設合併）

4町で差異のある税制については、次のとおり取り扱うものとする。

- (1) 固定資産税の納期については、地方税法及び市町村税条例準則に定める税率及び納期による。
- (2) 軽自動車税の税率及び納期については、地方税法及び市町村税条例準則に定める税率及び納期による。
- (3) 個人町民税及び固定資産税に係る納期前納付報奨金については、次のとおり取り扱う。
  - ア 率については、西紀町、丹南町及び今田町の例による。
  - イ 月数については、地方税法及び市町村税条例準則に定める月数による。

**潮来市**（茨城県／平成13年4月1日 編入合併）

地方税は、潮来町の制度に統一するものとする。ただし、

- (1) 都市計画税の税率については、市町村の合併の特例に関する法律第10条の規定により、合併する年度及びこれに続く3年度は、不均一課税とする。
- (2) 国民健康保険税の税率については、合併時に調整し、統一するものとする。

**あさぎり町**（熊本県／平成15年4月1日 新設合併）

5か町村で差異のある税制については、次のとおり取り扱うものとする。

- (1) 個人町民税の納期については、地方税法及び市町村税準則に定める納期による。
- (2) 固定資産税の納期については、須恵村の例による。
- (3) 軽自動車税の納期については、地方税条例準則に定める納期による。
- (4) 鉱産税については、免田町、岡原村、須恵村、深田村の例による。
- (5) 水利地益税については、設置しないものとする。

**さいたま市**（埼玉県／平成13年4月1日 新設合併）

- (1) 個人市民税については、現行のとおりとする。ただし、地方税法（昭和25年法律第226号）の規定により個人市民税均等割は、平成14年度以降年額3,000円となる。
- (2) 法人市民税については、現行のとおりとする。
- (3) 固定資産税については、現行のとおりとする。
- (4) 軽自動車については、現行のとおりとする。
- (5) 市たばこ税については、現行のとおりとする。
- (6) 特別土地保有税については、現行のとおりとする。
- (7) 事業所税については、現行のとおりとする。ただし、与野市域は地方税法の規定に基づき、合併の日の翌日から6月を経過する月以降課税区域となる。
- (8) 都市計画税については、現行のとおりとする。ただし、納期については、固定資産税と同様とする。
- (9) 減免については、それぞれの税目について統一的な処理基準を作成する。

## 各税目ごとの決定方法の例

税 目	事 例
個人町民税	<p>新潟市 新潟市域を 2,500 円から 3,000 円に、黒埼町域を 2,000 円から 2,500 円に上げたうえで、3 年間不均一課税。</p> <p>あさぎり町 地方税法及び市町村税条例準則に定める納期による。</p>
法人町民税	<p>西東京市 法人市民税の法人税割の税率は、制限税率である 14.7%を基本。ただし、課税特例として税率を、 資本金等が 1 億円以下の法人等の場合は 12.3%、 資本金等が 1 億円を超え 10 億円以下の法人等の場合は、13.5%とすることとした。</p> <p>水戸市 合併後 3 年間の不均一課税を実施することとした。</p> <p>あさぎり町 5 町村とも同様の制度であったため、新町においても現行のとおりとする。</p>
固定資産税	<p>篠山市 納期前納付報奨金については、次のとおり取り扱う。 ア 率については、西紀町、丹南町及び今田町の例による。 イ 月数については、地方税法及び市町村税条例準則に定める月数による。</p> <p>西東京市 納期は、保谷市の例による。ただし、合併する年度については、それぞれの旧市の例による。</p> <p>あさぎり町 納期については、須恵村の例による</p>
軽自動車税	<p>あきる野市 標準税率を採用する。身体障害者等に対する減免規定は秋川市の例による。</p> <p>篠山市 税率及び納期については、地方税法及び市町村税準則に定める税率及び納期による。</p>

税 目	事 例
軽自動車税	あさぎり町 税率及び納期については、地方税法及び市町村税条例準則に定める税率及び納期による。
市町村たばこ税	さいたま市 現行どおりとする。 あさぎり町 5町村とも同様の制度であったため、新町においても現行のとおりとする。
特別土地保有税	あきる野市 秋川市の例による あさぎり町 5町村とも同様の制度であったため、新町においても現行のとおりとする。
入 湯 税	熊本市 従来は入湯税は課税していなかったが、合併される町の制度に統一して新たに課税することとした。 あさぎり町 5町村とも同様の制度であったため、新町においても現行のとおりとする。
事業所税	新潟市 新たに課税される黒埼町域では3年間不均一課税（3年間2分の1とする。） 浜松市 不均一課税をとらず、旧可美村地域においても課税することとした。
都市計画税	新潟市 新たに課税される黒埼町域では3年間不均一課税（3年間段階的に引上げ。（0.07% 0.14% 0.21% 0.28%））